



平成 25 年 2 月 6 日

各 位

会社名 三菱重工業株式会社
代表者 取締役社長 大宮 英明
(コード番号 7011)
上場取引所 東 大 名 福 札
問合せ責任者 総務部長 近藤 孝司
(TEL03-6716-3111)

会社名 日本輸送機株式会社
代表者 取締役社長 二ノ宮 秀明
(コード番号 7105)
上場取引所 東 大
問合せ責任者 総務部長 四方田 純夫
(TEL075-956-8602)

三菱重工業株式会社のフォークリフト事業を会社分割により 日本輸送機株式会社が承継することについての吸収分割契約書及び統合契約書締結に関するお知らせ

三菱重工業株式会社（以下、「三菱重工」といいます。）と同社の持分法適用関連会社（20.01%の持株比率）である日本輸送機株式会社（以下、「ニチュ」といいます。）は、平成 24 年 11 月 29 日付で公表しました「三菱重工業株式会社のフォークリフト事業を会社分割により日本輸送機株式会社が承継することについての基本合意書締結に関するお知らせ」（以下、「平成 24 年 11 月 29 日付公表」といいます。）でお知らせしましたとおり、平成 25 年 4 月 1 日を効力発生日として、三菱重工のフォークリフト事業（以下、「分割対象事業」といいます。）を会社分割（以下、「本件会社分割」といい、本件会社分割後のニチュを「統合会社」といいます。）によりニチュが承継すること（以下、「本件統合」といいます。）に関し、同日付で基本合意書（以下、「本件基本合意書」といいます。）を締結いたしました。

本件基本合意書に基づき、両社は、本日開催したそれぞれの取締役会における決議を経て、本日付で、本件会社分割の条件を定める吸収分割契約書（以下、「本件吸収分割契約書」といいます。）及び本件統合に関連するその他の条件を定めた統合契約書（以下、「本件統合契約書」といいます。）を締結いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本件統合

(1) 本件統合の目的

平成 24 年 11 月 29 日付公表で詳述いたしましたとおり、両社は、急速な変化の途上にある世界のフォークリフト市場を踏まえ、経営を一体化して事業競争力強化に取り組んでいくことが最良の選択肢であると判断し、フォークリフト事業を統合することで合意いたしました。両社が事業を統合することで、部分的な協業では実現できなかった商品ラインナップの充実、販売ルートの共通化・最適化、効率的且つ市場ニーズに即した製品開発、原材料の調達と生産の最適化、グループ全体での人員配置や設備投資の最適化等の効果が見込まれ、グローバルな競争力を強化することが可能となります。また、機動的かつ柔軟に対応できる組織構造に転換し、両社の開発技術の融合や新事業領域への展開を図り、今後一層の事業強化と成長分野への取り組みを加速し、フォークリフト事業で世界第三位グループとなる企業を構築し、グローバルなリーディングカンパニーを目指

します。なお、統合会社は、本件会社分割の効力発生を条件として、その商号を「ニチュ三菱フォークリフト株式会社（英文名：Mitsubishi Nichiyu Forklift Co., Ltd.）」に変更いたします。かかる商号変更の詳細につきましては、同日付でニチュが公表しております「臨時株主総会の開催、商号の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ」をご参照ください。

(2) 本件統合契約書における重要な合意事項

両社は、本件統合契約書において、①三菱重工が、その統合会社に対する議決権割合が 20%を下回らない限り、統合会社の取締役 11 名のうち自らの議決権割合に応じた人数（本件統合直後における三菱重工の統合会社に対する議決権割合は 49.4%となるため5名となります。）及び統合会社の監査役5名のうち1名を指名できること、②統合会社が三菱重工の連結子会社又は関連会社に該当する限り、三菱重工の統合会社に対する議決権割合を希釈化させるおそれのある行為等、一定の事項について三菱重工の事前の同意を要すること、③統合会社が三菱重工の連結子会社に該当する限り、統合会社の事業・経営に関する一定の事項（経営計画、利益計画及び資金計画の策定等）について、統合会社が三菱重工と事前に協議すること並びに④三菱重工が、その統合会社に対する議決権割合が 49.4%を超えることとなる統合会社の株式の取得を行う場合（下記2.（3）の取得請求権行使希望通知を行う場合を含みます。）及び統合会社の株式を第三者に譲渡する場合には、統合会社と事前に協議すること等を合意しております。

また、下記2.（3）のとおり、両社は、本件統合契約書において、①A種種類株式につき、三菱重工が取得請求権を行使しようとする場合には、取得請求権の行使を希望するA種種類株式の数及び取得請求権の行使を希望する日を、事前にニチュに通知（以下、「取得請求権行使希望通知」といいます。）し、②ニチュは、三菱重工が取得請求権行使希望通知を行った場合に限り、(x)三菱重工が取得請求権行使希望通知において取得請求権の行使を希望したA種種類株式の数に、(y)発行済みのA種種類株式の総数（自己株式を除きます。）を三菱重工の保有するA種種類株式の総数で除した数を乗じて得られる数に相当するA種種類株式の数を上限として、A種種類株式につき、取得条項を発動し、A種種類株主の保有するA種種類株式の持株比率に応じて、A種種類株式を取得することができるものとするに合意しております。

2. 本件会社分割による事業承継の要旨

(1) 日程

本件吸収分割契約書及び本件統合契約書 締結日	平成 25 年 2 月 6 日
臨時株主総会開催日（ニチュ）	平成 25 年 3 月 14 日（予定）
本件会社分割効力発生日	平成 25 年 4 月 1 日（予定）

なお、本件会社分割は、分割会社である三菱重工においては会社法第 784 条第 3 項に規定する簡易吸収分割の要件に該当するため、三菱重工は株主総会の承認を得ずに行う予定です。

(2) 本件会社分割の方式

三菱重工を分割会社とし、ニチュを承継会社とする吸収分割とします。

(3) 本件会社分割に係る割当の内容

ニチュは本件会社分割の対価として、ニチュの普通株式 27,213,437 株及び別紙の内容によるA種種類株式 32,274,744 株（以下、「A種種類株式」といいます。）の合計 59,488,181 株を三菱重工に対して割り当て交付します。なお、A種種類株式は議決権を有しないものの、普通株式と実質的に同等の価値となるよう、剰余金の配当や残余財産の分配では普通株式と同順位としております。

なお、平成 24 年 11 月 29 日付公表のとおり、本件基本合意書においては、かかるA種種類株式について、三菱重工は、取得請求権の行使によりいつでも普通株式へと転換する権利を確保する一方で、ニチュは、かかる取得請求権が行使された場合、取得条項に基づき、普通株式の時価にて、当該取得請求権が行使されたA種種類株式の全部又は一部を取得する権利を有することとしておりましたが、その後の協議・検討を踏まえ、両社は、本件統合契約書において、以下のとおり合意しております。

まず、A種種類株式の内容については、三菱重工が取得請求権の行使により当該取得請求権に係る転換請求期間（平成 45 年 5 月 30 日まで）中はいつでも普通株式へと転換する権利を確保する点に変更はありませんが、ニチュは、現金を対価とする取得条項の発動によりいつでも、普通株式の時価を基準として決定される価額にて、A種種類株式の全部又は一部を取得する権利を有することとなるよう、A種種類株式の発行要項の内容を変更することといたしました（A種種類株式の詳細な内容は別紙をご参照ください。）。これに加えて、本件統合契約書においては、①A種種類株式につき、三菱重工が取得請求権を行使しようとする場合には、取得請求権の行使を希望するA種種類株式の数及び取得請求権の行使を希望する日を、事前に取得請求権行使希望通知によってニチュに通知し、②ニチュは、三菱重工が取得請求権行使希望通知を行った場合に限り、(x)三菱重工が取得請求権行使希望通知において取得請求権の行使を希望したA種種類株式の数に、(y)発行済みのA種種類株式の総数（自己株式を除きます。）を三菱重工の保有するA種種類株式の総数で除した数を乗じて得られる数に相当するA種種類株式の数を上限として、A種種類株式につき、上記の取得条項を発動し、A種種類株主の保有するA種種類株式の持株比率に応じて、A種種類株式を取得することができるものとするに合意しております。

なお、本件会社分割に伴い三菱重工に割り当てる対価の一部を議決権のない種類株式とし、本件会社分割の効力発生直後における三菱重工の統合会社に対する議決権割合を 49.4%（A種種類株式が全て普通株式に転換された場合の議決権割合は 64.75%）とすることについては、両社が、ニチュが上場企業として独立した経営の下で堅調な成長を続けてきたことを重視し、引き続き上場会社として独立した運営を推進していくことが統合会社の事業成長及び三菱重工グループの連結業績への貢献に繋がると判断したことに加えて、本件会社分割の対価全体やニチュ株主の議決権に生じる希釈化の影響（一時に大幅な議決権の希釈化が生じることを避けること）等に鑑み、それぞれ多面的な観点から検討し、協議を重ねた上で、両社の株主の利益に資すると判断し、合意に至りました。

上記割当株式数は、算定の前提となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社協議の上、変更することがあります。

なお、本件会社分割により、統合会社の普通株式を取得する三菱重工に対して、会社法第 124 条第 4 項に基づき、平成 25 年 6 月開催予定の統合会社の定時株主総会における当該普通株式に係る議決権を付与する予定です。

（4）本件会社分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

分割会社の新株予約権に基づく義務を、承継会社には移転又は承継させません。

なお、三菱重工は、新株予約権付社債を発行しておりません。

（5）会社分割により増減する資本金

本件会社分割による三菱重工及びニチュの資本金の増減はありません。

（6）承継会社が承継する権利義務

ニチュは、分割対象事業に係る資産・負債及び契約上の地位等の権利義務（三菱重工が直接又は間接的に保有する Mitsubishi Caterpillar Forklift America Inc.、Mitsubishi Caterpillar Forklift Europe B.V.、Mitsubishi Caterpillar Forklift Asia Pte Ltd.、Rocla Oy、三菱重工叉車（大連）有限公司及びニチュ MHI フォークリフト株式会社の全ての株式又は持分を含みます。ただし、分割対象事業に従事する三菱重工の従業員との間の労働契約を除きます。）を本件吸収分割契約書に定める範囲において承継いたします。

（7）債務履行の見込み

三菱重工及びニチュは、本件会社分割の効力発生日以降に弁済期が到来する債務につき、履行の見込みがあるものと判断しております。

3. 本件会社分割に係る割当の内容の算定根拠等

（1）算定の基礎、算定の経緯等

本件会社分割に係る割当の内容の算定の基礎、算定の経緯、算定機関との関係、上場廃止となる見込み及びその事由、及び公正性を担保するための措置については、平成 24 年 11 月 29 日付公表にてお知らせいたしました内容から変更はございません。

(2) 利益相反を回避するための措置

三菱重工及びニチュは親会社と子会社の関係にはありません。三菱重工においては、平成 24 年 11 月 29 日及び平成 25 年 2 月 6 日開催の各取締役会において、それぞれ本件基本合意書並びに本件吸収分割契約書及び本件統合契約書の締結に関する決議を行う際に利益相反の関係を有する取締役はおりませんので、いずれも特段の利益相反を回避するための措置は講じておりません。

一方、ニチュにおいては、ニチュの取締役 11 名のうち、社外取締役である種村茂氏は、三菱重工の従業員を兼任しており、利益相反のおそれを回避する観点から、ニチュにおける本件基本合意書並びに本件吸収分割契約書及び本件統合契約書の検討には参加しておらず、また、ニチュの平成 24 年 11 月 29 日及び平成 25 年 2 月 6 日開催の各取締役会においては、いずれも本件基本合意書並びに本件吸収分割契約書及び本件統合契約書の締結の審議及び決議には参加しておりません。

上記ニチュの平成 24 年 11 月 29 日及び平成 25 年 2 月 6 日開催の各取締役会においては、種村茂氏を除くニチュの取締役全員が出席し、出席した取締役全員の賛成により、それぞれ本件基本合意書並びに本件会社吸収契約書及び本件統合契約書を締結することを決議しており、また、常勤及び非常勤監査役全員が出席し、いずれの監査役も異議がない旨の意見を述べております。

4. 当事会社の概要 (平成 24 年 9 月 30 日現在)

分割会社 (三菱重工)

(1) 名 称	三菱重工業株式会社	
(2) 所 在 地	東京都港区港南二丁目 16 番 5 号	
(3) 代表者の役職・氏名	取締役社長 大宮 英明	
(4) 事 業 内 容	船舶・海洋、原動機、機械・鉄構、航空・宇宙、汎用機・特殊車両、その他事業における製造等	
(5) 資 本 金	265,608 百万円	
(6) 設 立 年 月 日	昭和 25 年 1 月 11 日	
(7) 発 行 済 株 式 数	3,373,647,813 株	
(8) 決 算 期	3 月 31 日	
(9) 従 業 員 数	68,887 名 (連結) (平成 24 年 3 月 31 日現在)	
(10) 主 要 取 引 先	三菱商事 (株)、三菱電機 (株)	
(11) 主 要 取 引 銀 行	(株) 三菱東京UFJ 銀行 三菱UFJ 信託銀行 (株) (株) みずほコーポレート銀行	
(12) 大株主及び持株比率	日本トラスティ・サービス信託銀行 (株) 信託口	5.37%
	日本マスタートラスト信託銀行 (株) 信託口	5.02%
	野村信託銀行 (株) 退職給付信託三菱東京 UFJ 銀行口	3.72%
	SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT - TREATY CLIENTS	2.46%
	明治安田生命保険 (相)	2.37%
(13) 当事会社間の関係		
	資 本 関 係	三菱重工は、ニチュの発行済株式総数の 20.01%を所有し、筆頭株主に該当いたします。
	人 的 関 係	ニチュの取締役会長及び社長が、三菱重工の出身である他、非定期に三菱重工から人材の派遣を行っております。
	取 引 関 係	両社の合弁会社である、ニチュMHIフォークリフト株式会社に三菱重工とニチュはフォークリフトを供給する他、ニチュが、三菱重工から製造部品

		の供給を受け、また、ニチュが三菱重工にフォークリフトのOEM供給を行う等、包括的な取引関係にあります。		
	関連当事者への該当状況	ニチュは、三菱重工の持分法適用会社に該当いたします。		
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態				
	決算期	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期
連結純資産		1,328,772	1,312,678	1,306,366
連結総資産		4,262,859	3,989,001	3,963,987
1株当たり連結純資産(円)		380.80	376.17	374.08
連結売上高		2,940,887	2,903,770	2,820,932
連結営業利益		65,660	101,219	111,961
連結経常利益		24,009	68,113	86,182
連結当期純利益		14,163	30,117	24,540
1株当たり連結当期純利益(円)		4.22	8.97	7.31
1株当たり配当金(円)		4.00	4.00	6.00

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

承継会社 (ニチュ)

(1) 名称	日本輸送機株式会社		
(2) 所在地	京都府長岡京市東神足2丁目1番1号		
(3) 代表者の役職・氏名	取締役社長 ニノ宮 秀明		
(4) 事業内容	国内フォークリフト事業、海外事業、物流システム事業及びその他事業に係る製品の製造、販売及び保守サービス		
(5) 資本金	4,890百万円		
(6) 設立年月日	昭和12年8月4日		
(7) 発行済株式数	46,977,832株		
(8) 決算期	3月31日		
(9) 従業員数	2,872名(連結)		
(10) 主要取引先	京栄ニチュ(株)、特殊車輛整備工業(株)、日輪工業(株)		
(11) 主要取引銀行	(株)三菱東京UFJ銀行 (株)京都銀行 (株)滋賀銀行		
(12) 大株主及び持株比率	三菱重工	20.01%	
	(株)GSユアサ	10.01%	
	日本トラスティ・サービス信託銀行(株)	6.46%	
	明治安田生命保険(相)	5.89%	
	日本マスタートラスト信託銀行(株)	5.56%	
(13) 当事会社間の関係			
資本関係	三菱重工は、ニチュの筆頭株主に該当いたします。		
人的関係	ニチュの取締役会長及び社長が、三菱重工の出身である他、非定期的に三菱重工から人材の受入れを行っています。		
取引関係	両社の合弁会社である、ニチュMHIフォークリフト株式会社にニチュと三菱重工はフォークリフトを供給する他、ニチュが、三菱重工から製造部品の供給を受け、また、ニチュが三菱重工にフォークリフトのOEM供給を行う等、包括的な取引関係にあります。		
関連当事者への	三菱重工は、ニチュのその他の関係会社に該当します。		

該 当 状 況				
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態				
	決算期	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期
連 結 純 資 産		16,487	16,135	16,816
連 結 総 資 産		57,010	59,837	63,287
1株当たり連結純資産(円)		350.22	347.24	364.93
連 結 売 上 高		65,903	71,918	82,006
連 結 営 業 利 益		△3	1,111	1,793
連 結 経 常 利 益		4	1,163	1,991
連 結 当 期 純 利 益		△805	421	869
1株当たり連結当期純利益(円)		△17.17	8.99	18.54
1株当たり配当金(円)		3	3	6

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

(1) 分割又は承継する部門の事業内容

本件会社分割により分割又は承継する事業は、三菱重工のフォークリフト事業であります。

(2) 分割又は承継する部門の経営成績（平成24年3月）

	分割対象事業
売 上 高	114,043 百万円

(3) 分割又は承継する資産、負債の項目及び金額

資 産		負 債	
項目	帳簿価額（百万円）	項目	帳簿価額（百万円）
流 動 資 産	6,861	流 動 負 債	283
固 定 資 産	9,717	固 定 負 債	-
合 計	16,578	合 計	283

なお、上記に記載されている項目及び帳簿価額は平成24年3月31日現在の金額であり、実際に分割される金額は上記と異なることがあります。

5. 本件会社分割後の状況

分割会社（三菱重工）

(1) 名 称	三菱重工業株式会社
(2) 所 在 地	東京都港区港南二丁目16番5号
(3) 代表者の役職・氏名	取締役社長 大宮 英明
(4) 事 業 内 容	船舶・海洋、原動機、機械・鉄構、航空・宇宙、汎用機・特殊車両、その他事業における製造等
(5) 資 本 金	265,608 百万円
(6) 決 算 期	3月31日
(7) 純 資 産	現時点では確定しておりません。
(8) 総 資 産	現時点では確定しておりません。

承継会社（ニチユ）

(1) 名 称 (英 文 名)	ニチユ三菱フォークリフト株式会社 Mitsubishi Nichiyu Forklift Co., Ltd.
(2) 所 在 地	京都府長岡京市東神足2丁目1番1号

(3) 代表者の役職・氏名	取締役社長 二ノ宮 秀明
(4) 事業内容	国内フォークリフト事業、海外事業、物流システム事業及びその他事業に係る製品の製造、販売及び保守サービス
(5) 資本金	4,890 百万円
(6) 決算期	3月31日
(7) 純資産	現時点では確定していません。
(8) 総資産	現時点では確定していません。

6. 会計処理の概要

三菱重工	<p>1. 単独決算:「事業分離等に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、受取対価が承継会社の株式のみである場合の会計処理を適用する予定です。本処理による三菱重工単独決算における損益計算書に与える影響はありません。</p> <p>2. 連結決算:ニチュに承継されるフォークリフト事業の純資産に対する持分相当額の変動と取得するニチュ株式の時価との差額は利益剰余金として認識する予定です。また、取得持分に応じたのれん（又は負ののれん発生益）を計上します。</p>
ニチュ	本件会社分割は、「企業結合に関する会計基準」に基づき、逆取得となる吸収分割の会計処理を適用する予定です。

7. 今後の見通し

本件会社分割が、三菱重工の連結業績に与える影響につきましては、判明し次第開示いたします。4.(2)のとおり平成24年3月期の三菱重工の分割対象事業の売上高は1,140億円、ニチュの同期売上高は820億円（公表値）となっておりますが、統合会社は短期的には平成27年3月期において売上高約2,500億円、営業利益約150億円以上を目指しております。統合会社の連結業績予想につきましては、策定次第開示いたします。なお、本件会社分割が、三菱重工及びニチュの平成25年3月期の連結業績予想に与える影響はありません。

以 上

A 種類株式発行要項

1. 発行株式の種類

日本輸送機株式会社 A 種類株式 (以下「A 種類株式」という。)

2. 発行株式の数

32,274,744 株

3. 剰余金の配当

当社は、剰余金の配当を行う場合には、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載または記録された A 種類株式を有する株主 (以下「A 種類株主」という。) または A 種類株式の登録株式質権者 (以下「A 種類登録株式質権者」という。) に対し、A 種類株式 1 株につき、普通株式 1 株当たりの配当金にその時点における取得比率 (第 5 項②において定める。以下同じ。) を乗じて得られる金額 (1 円未満の端数を切り捨てるものとする。) を、普通株式を有する株主 (以下「普通株主」という。) または普通株式の登録株式質権者 (以下「普通登録株式質権者」という。) と同順位で、金銭により支払う。

4. 残余財産の分配

当社は、残余財産の分配をする場合には、A 種類株主または A 種類登録株式質権者に対し、A 種類株式 1 株につき、普通株式 1 株当たりの残余財産にその時点における取得比率を乗じて得られる金額 (1 円未満の端数を切り捨てるものとする。) を、普通株主または普通登録株式質権者と同順位で、金銭により分配する。

5. 普通株式を対価とする取得請求権

① A 種類株主は、当会社に対し、平成 45 年 (2033 年) 5 月 30 日までの間 (以下「転換請求期間」という。)、いつでも、当会社が A 種類株式を取得するのと引換えに、普通株式を交付することを請求することができる。この場合、A 種類株式の取得と引換えに交付すべき当会社の普通株式の数は、A 種類株式 1 株につき、当該請求があった日における取得比率に相当する数とする。なお、A 種類株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数の算出に当たって、1 株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとし、会社法第 167 条第 3 項に規定する金銭は交付しないものとする。

② 取得比率は、1 とする。但し、以下に掲げる事由が発生した場合には、取得比率は、それぞれ以下の定めに従い調整されるものとする。

(a) 株式の分割または併合が行われた場合

当会社が普通株式につき株式の分割または併合を行った場合における取得比率は、以下の算式により調整される。

$$\text{調整後取得比率} = \text{調整前取得比率} \times \frac{\text{株式の分割または併合の効力発生直後の発行済普通株式の数}}{\text{株式の分割または併合の効力発生直前の発行済普通株式の数}}$$

調整後取得比率の適用開始日は、株式の分割の場合はその基準日の翌日、株式の併合の場合は株式の併合の効力発生日とする。

(b) 普通株式の発行等が行われた場合

当会社が、下記に定める普通株式の時価に 0.9 を乗じた額を下回る払込金額をもって、普通株式を発行しまたは保有する当会社の普通株式を処分 (株式無償割当てを含み、普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくは新株予約権 (新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本②において同じ。)) の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合または合併、株式交換もしくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。以下「普通株式の発行等」という。) する場合における取得比率は、以下の算式により調整される。

$$\begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{取得比率} \end{array} = \begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{取得比率} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{普通株式} \\ \text{の時価} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{普通株式の時価} \\ \times \\ \text{普通株式の発行等} \\ \text{の前における発行} \\ \text{済普通株式(自己+} \\ \text{株式を除く。)の} \\ \text{数} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{普通株式の発行等の後における} \\ \text{発行済普通株式(自己株式を除く。)の数} \\ \text{普通株式の発行等} \\ \text{により新たに交付} \\ \text{された普通株式 1} \times \\ \text{株当たりの払込金} \\ \text{額} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{普通株式の発行等} \\ \text{により新たに交付され} \\ \text{た普通株式の数} \end{array}$$

本項において、「普通株式の時価」とは、(i)当該普通株式の発行等の基準日（基準日がない場合は、普通株式の発行または処分についてはその払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）、無償割当てについてはその効力発生日とする。以下「調整基準日」という。）において当社の普通株式が上場している場合には、調整基準日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社の普通株式の普通取引の毎日の売買高加重平均価格の平均値に相当する金額（1 円未満の端数については、小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。）をいうものとし、(ii)調整基準日において当社の普通株式が上場していない場合には、調整基準日において以下の算式により算出される当社の 1 株当たり簿価純資産額（連結ベース）をいうものとする。

$$\begin{array}{c} \text{当社の 1 株} \\ \text{当たり簿価純資産額} = \\ \text{(連結ベース)} \end{array} = \begin{array}{c} \text{最終の連結} \\ \text{貸借対照表} \\ \text{に基づく純} \\ \text{資産額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{剰余金の配当または自己} \\ \text{株式の取得により当該連} \\ \text{結貸借対照表の会計期間} \\ \text{の末日経過後に支払われ} \\ \text{た金銭の額} \end{array} + \begin{array}{c} \text{新株式申込} \\ \text{証拠金および自己株式} \\ \text{申込証拠金} \end{array} + \begin{array}{c} \text{新株} \\ \text{予約権} \end{array} + \begin{array}{c} \text{少数株主} \\ \text{持分} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{発行済普通株式} \\ \text{(自己株式を除く。)の数} \end{array} + \begin{array}{c} \text{発行済 A 種種類株式} \\ \text{(自己株式を除く。)の数} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{取得比率} \end{array}$$

なお、調整後取得比率の適用開始日は、調整基準日の翌日とする。

(c) 上記(a)または(b)に掲げる場合のほか、合併、会社分割または株式交換による株式の発行または処分、新株予約権の発行または無償割当てその他上記(a)および(b)に類する事由の発生により取得比率の調整を必要とする場合には、その後の取得比率は、合理的に調整される。

(d) 上記(a)または(b)で使用する「調整前取得比率」は、調整後取得比率を適用する直前において有効な取得比率とする。

6. 普通株式を対価とする取得条項

当社は、転換請求期間経過後いつでも、別途取締役会が定める日の到来をもって、当該日における発行済 A 種種類株式（自己株式を除く。）の全部または一部を取得し、これと引換えに、A 種種類株式 1 株につき、その時点における取得比率に相当する数の普通株式を交付することができる。

7. 現金を対価とする取得条項

当社は、いつでも、当社の取締役会が別に定める日の到来をもって、A 種種類株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当社は、取得する A 種種類株式と引換えに、当該日における分配可能額を限度として、A 種種類株主に対して、A 種種類株式 1 株につき、普通株式の時価に取得比率を乗じて得られる額の金銭を交付する。

本項において、「普通株式の時価」とは、(i)取締役会が当該取得を決定した日（以下「取得決定日」という。）において当社の普通株式が上場している場合には、取得決定日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の売買高加重平均価格の平均値に相当する金額（1 円未満の端数については、小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。）をいうものとし、(ii)取得決定日において当社の普通株式が上場していない場合には、取得決定日において以下の算式により算出される当社の 1 株当たり簿価純資産額（連結ベース）をいうものとする。

$$\begin{array}{r}
\text{当社の1株} \\
\text{当たり簿価純資産額(連=} \\
\text{結ベース)} \\
\hline
\text{最終の連結貸借} \\
\text{対照表に基づく - (} \\
\text{純資産額} \\
\hline
\text{剰余金の配当または自己株式の} \\
\text{取得により当該連結貸借対照表} \\
\text{の会計期間の末日経過後に支払} \\
\text{われた金銭の額} \\
\hline
\text{新株式申込} \\
\text{証拠金および自己株式} \\
\text{申込証拠金} \\
\hline
\text{新株予約} \\
\text{権} \\
\hline
\text{少数株主} \\
\text{持分} \\
\hline
\text{発行済普通株式} \\
\text{(自己株式を除く。)の数} \\
\hline
+ \\
\text{発行済A種種類株式} \\
\text{(自己株式を除く。)の数} \\
\hline
\times \\
\text{取得比率}
\end{array}$$

8. 議決権

A種種類株主は、当社の株主総会において議決権を有しない。

9. 種類株主総会の決議

当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令において要求される場合を除き、A種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

10. 株式の併合または分割、募集株式等の割当て等

当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、A種種類株式について株式の併合または分割を行わない。
 当社は、A種種類株主に対し、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。

以 上